

広島県水道広域連合企業団管理規程第3号

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 決裁 <u>企業長又は企業長の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</u></p> <p>(2) 専決 <u>特定の事務について、常時企業長又は受任者に代わって決裁することをいう。</u></p> <p>(3) 代理決裁 <u>企業長、受任者又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。</u></p> <p>(4) 事務局長 <u>広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団企業管理規程第3号。以下「職の設置に関する規程」という。）第3条第1項に定める表職名の欄に掲げる事務局長をいう。</u></p> <p>(5) 経営部長 <u>職の設置に関する規程第3条第1項に定める表職名の欄に掲げる経営部長をいう。</u></p> <p>(6) <u>職の設置に関する規程第3条第1項に定める表職名の欄に掲げる課長をいう。</u></p> <p>(7) センター長 <u>職の設置に関する規程第3条第1項に定める表職名の欄に掲げるセンター長をいう。</u></p> <p>(8) グループリーダー <u>職の設置に関する規程第3条第1項に定める表職名の欄に掲げる主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。</u></p> <p>(9) <u>地方機関 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第2条第1項に規定する地方機関をいう。</u></p> <p>(経営部長等の専決事項) 第8条 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 決裁 企業長の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</p> <p>(2) 専決 特定の事務について、常時企業長に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 代理決裁 企業長又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 事務局長 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団企業管理規程第3号。以下「職の設置に関する規程」という。）<u>第3条に定める表職名の欄に掲げる事務局長をいう。</u></p> <p>(5) 経営部長 <u>職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる経営部長をいう。</u></p> <p>(6) <u>職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる課長をいう。</u></p> <p>(7) センター長 <u>職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げるセンター長をいう。</u></p> <p>(8) グループリーダー <u>職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。</u></p> <p>(経営部長等の専決事項) 第8条 (略)</p>

3 課長及びセンター長は、所掌事務に関して、それぞれ別表第2に掲げる事項について専決することができる。

4—6 (略)

(代理決裁者及び代理決裁の順位)

第9条 決 (略)

決裁区分	第1順位者	第2順位者
企業長	事務局長	経営部長
事務局長	経営部長	主務課長
経営部長	主務課長	総務課長
課長又はセンター長	課長又はセンター長があらかじめ指名する職員	

(委任規定)

第11条 地方機関の長の権限に属する事務の専決及び地方機関における代理決裁その他決裁にいたるまでの意思決定については、地方機関の長が企業長の承認を得て定める。

別表第1 (第8条関係)

経営部長の専決事項
(1)―(4) (略)
(5) 土地の取得費が2億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
(6) 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が700万円未満の財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可(5,000平方メートル未満のものに限る。)並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が1,500万円未満の財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可の更新
(7) 寄附受納(物品を除く。)の諾否の決定
(8) 1件1億5,000万円未満の損失補償
(9) 使用料、手数料及び負担金の減免
(10) 公有財産の所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更
(11) (略)
(12) 第6号及び第8号に掲げる事項のほか、1件3,000万円未満の支出予算の執行
(13) (略)

別表第2 (第8条関係)

課長及びセンター長の専決事項
(1)―(8) (略)
(9) 1件1億5,000万円未満の営繕工事の起

3 課長は、所掌事務に関して、それぞれ別表第2に掲げる事項について専決することができる。

4—6 (略)

(代理決裁者及び代理決裁の順位)

第9条 決 (略)

決裁区分	第1順位者	第2順位者
企業長	事務局長	経営部長
事務局長	経営部長	主務課長
経営部長	主務課長	総務課長
課長	課長があらかじめ指名する職員	

別表第1 (第8条関係)

経営部長の専決事項
(1)―(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)

別表第2 (第8条関係)

課長の専決事項
(1)―(8) (略)

<p>工</p> <p>(10) 1件1億5,000万円未満の工事の執行（<u>営繕工事を除く工事については、起工の承認を受けたものに限る。</u>）</p> <p>(11) 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出</p> <p>(12) 予定価格2,000万円未満の財産の取得及び処分</p> <p>(13) 土地の取得費が1億5,000万円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定</p> <p>(14) 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が50万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が1,000万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可の更新</p> <p>(15) 1件100万円未満の寄附受納（物品を除く。）の諾否の決定</p> <p>(16) 1件1億円未満の損失補償</p> <p>(17) 予算の令達</p> <p>(18) 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 第9号、第10号、第12号、第14号及び第16号に掲げる事項のほか、1件が1,500万円未満の予算の執行</p> <p>(21) (略)</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>
<p>別表第3（第8条関係）</p>	<p>別表第3（第8条関係）</p>
<p>グループリーダーの専決事項</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) 1件50万円未満の収支の原因となる行為に関する事</p> <p>(8) 予定価格50万円未満の物品の取得及び処分</p> <p>(9) (略)</p>	<p>グループリーダーの専決事項</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。